

長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米の生産調整の円滑な推進と定着を目的に、長岡京市米生産調整推進協力奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

2 この奨励金は、米の生産調整の推進と定着を図るため、長岡京市内の農家組合が各地域の実情に応じ必要とする経費に対して予算の範囲内において交付する。

(交付対象者)

第2条 この奨励金の交付対象者は、別表に定める長岡京市内の農家組合とする。

(交付対象事業)

第3条 この奨励金の交付対象となる事業は、次の各号の定めのとおりとする。

- (1) 会議
- (2) 研修会
- (3) 転作現地確認
- (4) その他必要な経費

2 前項で定めるもののほか、市長が必要と認めたものとする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を申請しようとする者は、長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査を行い、必要と認めたときは、長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 奨励金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知書を受理した場合において、当該申請に係る奨励金の交付の決定の内容、またはこれに付された条件に不服があるときは申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第7条 第5条の規定により奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、奨励金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って奨励金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 交付事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業計画変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第9条 交付事業者は、事業を終了したときは長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業終了報告書(様式第7号)に次の関係書類を添えて、終了後1カ月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(奨励金の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類の審査等により、その事業の成果が奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定し、長岡京市米生産調整推進協力奨励金確定通知書(様式第8号)により、当該交付事業者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた交付事業者は、長岡京市米生産調整推進協力奨励金請求書(様式第9号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該交付事業者に対し、奨励金を交付するものとする。

(是正措置)

第12条 市長は、交付事業の終了後、長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る奨励金事業の成果が奨励金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その奨励金事業につきこれに適合させるための措置を取るべきことを、当該交付事業者に対して命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う奨励金事業について準用する。

(奨励金の交付取消等)

第13条 交付事業者が次の各号の一に該当する場合には、市長は、奨励金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 奨励金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、または使用しなかったとき
- (3) 奨励金の交付に付した条件に違反したとき
- (4) 奨励金の経理状況が不適正と認められるとき
- (5) 事業の実施方法が、奨励金の交付の趣旨に添わないと認められるとき

(奨励金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により奨励金の取消し等を行った場合において、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要綱に定める様式により処理が困難なものは、別に定める様式によることができる。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

2 この要綱の施行により、長岡京市米生産数量調整円滑化事業協力交付金交付要綱は廃止する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

	農 家 組 合 名
1	馬 場 農 家 組 合
2	古 市 農 家 組 合
3	神 足 農 家 組 合
4	勝 竜 寺 農 家 組 合
5	久 貝 農 家 組 合
6	調 子 農 家 組 合
7	友 岡 農 家 組 合
8	開 田 農 家 組 合
9	北 開 田 農 家 組 合
1 0	奥 海 印 寺 農 家 組 合
1 1	下 海 印 寺 農 家 組 合
1 2	金 ケ 原 農 家 組 合
1 3	浄 土 谷 農 家 組 合
1 4	今 里 農 家 組 合
1 5	長 法 寺 農 家 組 合
1 6	栗 生 農 家 組 合
1 7	井 ノ 内 農 家 組 合

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所・所在地

団体名

代表者氏名

長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付申請書

年度において別紙計画書により長岡京市米生産調整推進協力事業を実施しますから長岡京市米生産調整推進協力奨励金要綱により、下記金額を交付願いたく別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

様式第2号（第4条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

2 事業計画

実 施 日	事 業 内 容	摘 要

様式第3号（第4条関係）

収支予算書
（収支決算書）

1 収入 （単位：円）

科 目	本年度予算額	本年度決算額	備 考
市 補 助 金			
自 己 負 担 金			
計			

2 支出 （単位：円）

科 目	本年度予算額	本年度決算額	備 考
1 事務費			
(1)会議費			
(2)事務諸費			
2 事業費			
(1)研修会費			
計			

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者名

長岡京市長

長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった下記事業に対し、長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付要綱に基づき、下記条件を付して交付決定したので通知する。

記

1 交付見込額 金 円

2 交付条件 1)
2)
3)

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

団体名

代表者名

長岡京市長

長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のありました事業計画変更については、下記の条件を付して承認する。

記

- | | | | |
|--------|----------|---|---|
| 1 承認条件 | 1) 補助見込額 | 金 | 円 |
| | 2) | | |
| | 3) | | |
| | 4) | | |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所・所在地

団体名

代表者氏名

長岡京市米生産調整推進協力奨励金事業終了報告書

長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付要綱第9条の規定により、事業を完了しましたので別紙関係書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者名

長岡京市長

長岡京市米生産調整推進協力奨励金確定通知書

年 月 日付第 号をもって交付決定をした下記事項に対し、長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付要綱に基づき、交付額を確定したから通知する。

記

1 交付確定額 金 円

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所・所在地

団体名

代表者氏名

年度 長岡京市米生産調整推進協力奨励金交付請求書

年 月 日付第 号で確定通知のあった下記事業に対し、奨励金の交付を請求します。

記

1 交付請求額 金 円

下記の振込先へ入金してください。

金融機関名

支店名

口座番号

フリガナ

口座名義人 -----